

伏見魅力発信パートナー制度要綱

令和 8 年 6 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、伏見の歴史、文化、地域資源、さらには新たな伏見の魅力を発信し、子ども、若者をはじめとする幅広い世代に多様な学びや体験の機会を提供するとともに、次代の担い手育成につなげることを目的とする。また、公共空間を伏見の魅力と市民をつなぐ結節点とし、地域の学藝衆や魅力ある人材・団体等の掘り起こしを行い、出番と活躍の場を提供することで、伏見のまちづくりを推進するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 伏見魅力発信パートナー（以下「パートナー」という。）

伏見の魅力発信に意欲のある個人・団体・企業等

(2) 魅力発信・学び体験活動

伏見の魅力を発信し、多様な学びや体験の機会を提供する企画（講座、ワークショップ、オンライン配信）等、多様な形式の活動をいう。

(普及・啓発活動並びに相談・助言等)

第 3 条 伏見区長、深草担当区長及び醍醐担当区長（以下「区長等」という。）は、伏見の魅力発信・学び体験活動を推進するにあたり、自ら活動を進めるパートナーの育成に努めるために、活動を発意しようとする個人・団体・企業等に対して相談・助言等の支援及び情報発信を行うものとする。

(パートナーの登録)

第 4 条 区長等は、伏見の魅力発信を推進することを目的とする個人・団体・企業等で、次の各号に該当するものをパートナーとして登録することができる。

(1) 伏見の内外を問わず伏見の魅力を発信する熱意や意欲のある個人・団体・企業等であること。

(2) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者ではないこと。

2 登録を受けようとする個人・団体・企業等は、WEB からの申請を原則とする。

(パートナーの登録の取消し)

第 5 条 区長等は、第 4 条の規定により登録したパートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第 4 条各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

(2) 解散したとき（個人にあっては、活動を停止したと認められるとき）。

(3) 政治・宗教・営利（活動）を目的とした活動を行ったとき。

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行ったとき。

(5) 一定期間、伏見をテーマとした活動の実施が見受けられないとき。

(6) その他パートナーとして適当でないとき。

(企画の申請)

第6条 パートナーは、地域資源を活用した伏見の魅力を発信するための講座、ワークショップ、オンライン配信等、多様な形式の魅力発信・学び体験活動を企画し、区長等に対し必要な資源の提供を申請できる。

2 ただし、次に掲げる企画は支援の対象外とする。

- (1) 政治・宗教・営利（活動）を目的とした企画
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する企画
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者が実施する企画

3 企画の申請は、WEBからの申請を原則とし、企画実施日の概ね3カ月前までに行うものとする。

4 企画の申請は、同一のパートナーにつき、同一年度内において1回までを原則とする。

(企画の審査)

第7条 区長等は、前条の規定による申請があった場合、担当職員及びまちづくり協働コーディネーターに企画内容を審査させ、提供する資源を決定する。

2 審査は、次に掲げる基準に基づいて行うものとする。

- (1) 企画内容は具体的に設計され、スケジュールに無理がなく、計画どおりに実行可能か。
- (2) 伏見の魅力発信に資する企画であり、幅広い参加や共感が得られるか。
- (3) 将来的な自立に向け、参加費等自己資金が確保できる見込みがあり、今後も継続していくことが考慮されているか。

3 提供する資源の決定にあたっては、募集人数等の活用要件を考慮するものとする。

(区の支援)

第8条 区長等は、前条の審査結果に基づき、パートナーの魅力発信・学び体験活動に対し、次に掲げる資源を予算や施設の空き状況等の範囲内において提供するものとする。

- (1) 場所の提供
- (2) 企画に関する相談
- (3) 広報の支援
- (4) 人的ネットワークの活用支援
- (5) 物品の貸出

2 前項の資源提供には、別途定める活用要件があるものとする。

(実施報告)

第9条 パートナーは、区から提供された資源を活用して実施した魅力発信・学び体験活動について、区役所に実施報告書を提出するものとする。

2 提出された実施報告書は、区に帰属し、パートナーの活動紹介と合わせて伏見の魅力として蓄積・発信する。

3 実施報告書はWEBからの提出を原則とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長等が別に定める。